

■ 資料: アンケート調査票

甲賀市市政に関する意識調査

= ご協力のお願い =

※上記の ID 及びパスワードは無作為に割当てたものであり、個人を特定するものではありません

日ごろから甲賀市政へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

市では、まちづくりの主役である市民の皆様の思いや願いをしっかりと受け止め、市政に活かしていくため、「市政に関する意識調査」を実施します。

いただいたご意見等は、高齢者から若者、子どもまで、健康でいきいきと活躍できる地域をつくるための大切な基礎資料とさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年(2020年)9月

甲賀市長

岩永 裕貴

ご回答にあたってのお願い

■ 令和2年9月15日(火)までに、ご回答をお願いします。

- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストにご投函ください。
※お名前のご記入は不要です。
- ご回答は本調査票またはインターネット回答(同封のインターネット回答操作案内参照)のどちらか一方のみにてお願いします。
- 今回の調査は、無作為に選ばせていただいた市内にお住まいの18歳以上の方3,000人を対象に実施しています。
- この調査は、個人を対象としていますので、お送りした封筒に書かれているあて名の方ご自身がお返答ください。(ご本人による回答が困難な場合は、ご家族等の方がご本人から聞き取って代筆ください。)
- この調査の回答は、無記名でお願いしています。回答いただいた内容は、統計的に処理しますので、内容が外部にもれたりしてご迷惑をおかけすることはありません。安心してご回答ください。
- 回答いただく調査票は、次のページからとなります。回答は、問1から問31まで順に、質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えに近いものの番号に○印をつけてください。
- 回答したくない設問については、お答えいただくことなく結構です。

- ・ 甲賀市をより良いまちにするために調査にご協力ください。わからない事があれば下記へご連絡ください。
- ・ Please cooperate with our survey to make Koka City a better town. Please call this number as follows, if you have any questions.
- ・ 고카시를 보다 좋은 도시로 만들기 위한 조사에 협력해 주십시오. 모르는 것이 있으시면 다음으로 연락해 주십시오.
- ・ 为了把甲賀市变成更好的城市, 请协助调查. 如果有不明白的地方, 请联系以下地址。
- ・ Pedimos sua colaboração em relação a esta pesquisa, para fazer da Cidade de Koka uma cidade melhor.
- ・ Em caso de dúvidas, favor entrar em contato pelo telefone descrito abaixo.
- ・ Por favor coopere con la encuesta para hacer de la Ciudad de Koka una ciudad mejor. Si tuvieran alguna duda, pueden llamar al número de teléfono que figura en la parte de abajo.

【本調査に関する問合せ先】

甲賀市総合政策部 秘書広報課 TEL 0748-69-2101(直通) FAX 0748-63-4619

1. あなたご自身のことについておたずねします

「問1」 あなたの性別を教えてください。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1 男 | 2 女 | 3 その他 |
|-----|-----|-------|

「問2」 あなたの年齢は、9月1日現在でいくつですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 18～19歳 | 2 20～24歳 | 3 25～29歳 |
| 4 30～34歳 | 5 35～39歳 | 6 40～44歳 |
| 7 45～49歳 | 8 50～54歳 | 9 55～59歳 |
| 10 60～64歳 | 11 65～69歳 | 12 70～74歳 |
| 13 75歳以上 | | |

「問3」 あなたのお住まいの地域はどちらですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 1 <small>みなくち</small> 水口地域 | 2 <small>つちやま</small> 土山地域 | 3 <small>こうか</small> 甲賀地域 |
| 4 <small>こうなん</small> 甲南地域 | 5 <small>しがらき</small> 信楽地域 | |

「問4」 あなたは、いつから甲賀市にお住まいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 生まれてからずっと甲賀市に住んでいる | 2 甲賀市で生まれて、市外に転出後、再び転入した |
| 3 市外で生まれて甲賀市に転入した | |

「問4-1」 問4で「2」または「3」と回答された方におたずねします。

甲賀市に転入後、何年ぐらいになりますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------|------------|---------|
| 1 3年未満 | 2 3年～10年未満 | 3 10年以上 |
|--------|------------|---------|

「問5」 あなたの世帯(同居)はどのような構成ですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|----------------|------------------|--------------|
| 1 単身(あなた1人) | 2 あなたと配偶者(パートナー) | 3 二世帯世帯(親・子) |
| 4 三世帯世帯(親・子・孫) | 5 その他() | |

「問5-1」 問5で「3・4・5」のいずれかに回答された方におたずねします。

就学前または就学しているお子様・お孫様(同居)はおられますか。

(あてはまるものすべてに○) ※別居されているお子様・お孫様は含みません

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| 1 2歳以下 | 2 3歳～小学校入学前 |
| 3 小学生 | 4 中学生 |
| 5 高校生 | 6 専門学校生・短大生・予備校生・大学生(大学院生) |
| 7 就学前または就学している子どもはいない | |

《問6》 あなたはどのようなご職業等しよくぎようですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------|-----------|-------|
| 1 会社員 | 2 公務員 | 3 自営業 |
| 4 パート・アルバイト | 5 専業主婦・主夫 | 6 学生 |
| 7 無職 | 8 その他() | |

＜問6-1＞ 問6で「1～4・6」のいずれかに回答された方におたずねします。
あなたの主な勤務地きんむち(通学地つうがくち)はどちらですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 自宅 | 2 甲賀市内 |
| 3 甲賀市以外の滋賀県内の市町 | 4 県外 |

2. 市民共生きょうせいについておたずねします

《問7》 あなたは、甲賀市が「人権が尊重そんちゆうされるまちになっている」と感じられますか。
(○は1つだけ)

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 そう感じる | 2 どちらかといえばそう感じる |
| 3 どちらともいえない | 4 どちらかといえばそう感じない |
| 5 感じない | 6 わからない |

《問8》 あなたはここ3年以内で、人権に関する研修会等けんしゅうかい(職場、学校、地域、市主催しゅさいのセミナー等)に参加されたことがありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

《問9》 あなたは、人権の尊重そんちゆうされるまちの実現じつげんに向けて、どのようにお考えですか。
(○は1つだけ)

- | |
|--|
| 1 実現 <small>じつげん</small> に向けて、自分のできる限りの努力をしたい |
| 2 特に努力したいとは考えていないが、差別 <small>さべつ</small> しないようにしたい |
| 3 自分ではどうにもならないので、なりゆきにまかせる |
| 4 できるだけ避 <small>さ</small> けて通りたい |
| 5 差別 <small>さべつ</small> はないので、人権問題は存在しない |
| 6 特に考えていない |
| 7 その他() |

3. 男女共同参画・ワーク・ライフ・バランス・女性活躍についておたずねします

＜問10＞ あなたは、次にあげる「言葉」や「内容」をご存じですか。(○はそれぞれ1つずつ)

	1 内容をよく 知っている	2 内容を多少は 知っている	3 言葉を聞いた ことはある	4 まったく 知らない
① 男女共同参画社会	1	2	3	4
② ジェンダー	1	2	3	4
③ セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4
④ マタニティ・ハラスメント	1	2	3	4
⑤ ワーク・ライフ・バランス	1	2	3	4
⑥ ダイバーシティ	1	2	3	4
⑦ 女性活躍推進法	1	2	3	4

＜問10-1＞ 各項目で「1」または「2」と回答された方におたずねします。

あなたは、それぞれの内容についてどのような方法でご存じになりましたか。

(あてはまるものすべてに○)

1 啓発チラシ・リーフレット	2 市の広報紙やホームページ
3 市主催のセミナーや研修会	4 人権尊重のまちづくり懇談会(地区別懇談会)
5 学校の授業	6 職場内の研修
7 インターネットなどのSNS	8 テレビやラジオ
9 その他()	

＜問11＞ 「男性は仕事」「女性は家事・育児・介護」という考え方について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(○は1つだけ)

1 同感する	2 どちらかといえば同感する
3 どちらともいえない	4 どちらかといえば同感しない
5 同感しない	6 わからない

＜問12＞ 「ワーク・ライフ・バランス」の考え方について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(○は1つだけ)

1 同感する	2 どちらかといえば同感する
3 どちらともいえない	4 どちらかといえば同感しない
5 同感しない	6 わからない、または「ワーク・ライフ・バランス」の言葉・意味を知らない

≪問13≫ 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」の優先度について、希望に最も近いものはどれですか。また、現実にはどうですか。あなたのお考えに最も近いものを選んでください。

	希望 (番号を1つ記入)	現実 (番号を1つ記入)
1 「仕事」を優先		
2 「家庭生活」を優先		
3 「地域・個人の生活」を優先		
4 「仕事」と「家庭生活」を共に優先		
5 「仕事」と「地域・個人の生活」を共に優先		
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先		
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先		
8 わからない		

≪問14≫ あなたは、女性が就労(起業含む)することについてどのように思われますか。(○は1つだけ)

- 1 結婚、出産、子育て、介護等に関わらず就労し続けるほうがよい
- 2 結婚するまで就労し、結婚後は就労しないほうがよい
- 3 出産するまで就労し、出産後は就労しないほうがよい
- 4 子育て時期だけ仕事を一時やめ、その後はフルタイムで就労し続けるほうがよい
- 5 子育て時期だけ仕事を一時やめ、その後はパートタイムで就労し続けるほうがよい
- 6 就労しないほうがよい
- 7 わからない

≪問15≫ あなたは、女性が働き続けたり、再就職するうえで必要なことはどのようなことだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 仕事と家庭の両立への 家族 の協力や理解 | 2 仕事と家庭の両立への 職場 の協力や理解 |
| 3 育児休業や介護休業などの制度の充実 | 4 在宅勤務やフレックスタイム制の導入 |
| 5 男女の賃金差の解消 | 6 昇進、昇格などの不平等の解消 |
| 7 長時間労働等の解消(職場の働き方改革) | 8 保育施設等の充実 |
| 9 女性自身の意識改革 | 10 男性自身の意識改革 |
| 11 特になし | 12 わからない |
| 13 その他() | |

4. ドメスティック・バイオレンス(DV)についておたずねします。

≪問16≫ あなたは、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」や「デートDV」をご存じですか。
(○はそれぞれ1つずつ)

	1 内容をよく 知っている	2 内容を多少は 知っている	3 言葉を聞いた ことはある	4 まったく 知らない
① DV	1	2	3	4
② デートDV	1	2	3	4

	1 ある	2 ない	3 わからない
① DV 被害を受けたこと	1	2	3
② 身近に DV 被害を見聞きしたこと	1	2	3
③ 被害にあった人からの相談	1	2	3

1 行為をしたことがある 2 行為をしたことはない

1	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭相談センター・男女共同参画センター)	2	警察
3	ほうむきょく 法務局・人権擁護委員・人権なんでも相談	4	市の機関(家庭児童相談室)
5	市の機関(男女の悩みごと相談窓口)	6	民生委員・児童委員
7	ほうむきょく 法務局女性の人権ホットライン	8	こころんダイヤル
9	県立精神保健福祉センター	10	こころの電話相談
11	おうみ犯罪被害者支援センター	12	その他()
13	知らない		

《問20》あなたは、次にあげる「言葉」や「内容」をご存じですか。(○はそれぞれ1つずつ)

		1 内容含めて 知っている	2 言葉を聞いた ことはある	3 知らない
①	しょうがいしゃさべつかいしょうぼう 障害者差別解消法	1	2	3
②	ごうりてきはいりょ 合理的配慮	1	2	3
③	しょうがい しゃかい 障害の社会モデル	1	2	3
④	ヘルプマーク	1	2	3

「問21」 障がいのある人もない人も、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、どのような取組が必要だとお考えですか。(〇は2つまで)

- 1 地域で生活するためのグループホーム整備など住まいの確保
- 2 障がいのある方がいつでも安心して相談できる仕組みづくり
- 3 ショートステイやホームヘルプなど在宅福祉サービスの充実
- 4 障がいのある方に関わる保健・医療施策の推進
- 5 障がいの有無に関わらず共に学ぶ教育環境の充実
- 6 障がいのある方の働く場の拡充
- 7 障がい者スポーツ・文化活動の振興
- 8 障がいのある方の意思疎通支援や情報コミュニケーション手段の充実
- 9 誰にとっても暮らしやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
- 10 防災対策の充実
- 11 障がいのある方に対する市民の理解の促進
- 12 障がいのある方の権利擁護の推進
- 13 福祉に関わる人材の養成・確保
- 14 その他()

6. 近所づきあいやボランティアについておたずねします

「問22」 あなたは、ご近所で最も親しくしている人と、日頃どの程度のつきあいをされていますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1 困りごとの相談や、助け合うようなつきあい | 2 簡単な頼みごとや、土産物を分け合うつきあい |
| 3 立ち話をする程度のつきあい | 4 挨拶をする程度のつきあい |
| 5 ほとんどつきあいはない | |

「問23」 あなたが日頃、生活の困りごとについて相談する相手はどなたですか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 家族・親戚 | 2 知人・友人・職場の同僚 |
| 3 近所の人 | 4 区・自治会等の地域の役員 |
| 5 民生委員・児童委員 | 6 医師・保健師・ホームヘルパー等の専門職 |
| 7 行政の職員 | 8 社会福祉協議会の職員 |
| 9 相談する人がいない | 10 その他() |

《問24》あなたは、福祉に関する情報をどこから得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|---|
| 1 市広報紙 | 2 社会福祉協議会 <small>しゃかいふくしきょうぎかい</small> の広報紙 |
| 3 行政の窓口 | 4 社会福祉協議会 <small>しゃかいふくしきょうぎかい</small> の窓口 |
| 5 福祉施設 | 6 公民館 |
| 7 ボランティア | 8 区・自治会等の地域の役員 |
| 9 民生委員・児童委員 <small>みんせいいいん じどういいん</small> | 10 家族・親戚 <small>しんせき</small> |
| 11 知人・友人・職場の同僚 <small>どうりょう</small> | 12 近所の人 |
| 13 インターネット | 14 テレビ・新聞・雑誌 <small>ざっし</small> |
| 15 情報を必要としていない | 16 その他() |

《問25》あなたは、現在、ボランティア活動に参加されていますか。(○は1つだけ)

※ ここでいうボランティア活動とは、自治会や女性の会、子ども会の活動など地域にある組織で行う活動ではなく、個人の自発性・自主性じはつせい じしゆせいに基づいて行われる活動をいいます。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 参加している | 2 参加していない →問 26 へ |
|----------|-------------------|

＜問25-1＞ 問25で「1」と回答された方におたずねします。
それはどのような活動ですか。活動の内容をお書きください。(自由記述)

(ボランティア活動の内容)

＜問25-2＞ 問25で「1」と回答された方におたずねします。
あなたがボランティア活動に参加されているのはどのような理由からですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1 活動自体が楽しいから | 2 生きがい・やりがいを感じられるから |
| 3 活動を通じて人間関係が広がるから | 4 自分の成長につながると思うから |
| 5 地域のために役立つと思うから | 6 社会奉仕 <small>しゃかいほうし</small> だと思ふから |
| 7 誘われ <small>さそ</small> たり、勧められ <small>すす</small> たりして仕方ないから | 8 職場や学校で参加することになっているから |
| 9 その他() | |

《問26》あなたは、今後、ボランティア活動をさらに発展させるために、どのような基盤整備きばんせいびや活動が必要だと思われますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|---|
| 1 相談窓口の充実 | 2 専門性 <small>せんもんせい</small> のある職員やアドバイザーの配置 |
| 3 活動拠点 <small>きよてん</small> の確保 | 4 啓発 <small>けいはつ</small> のための広報の充実 |
| 5 学校での福祉教育 <small>ふくしきょういく</small> の充実 | 6 職場のボランティア休暇 <small>きゅうか じゆうじつ</small> の充実 |
| 7 その他() | |

7. 成年後見制度についておたずねします

※ 成年後見制度とは、知的障がいのある方、精神障がいのある方、認知症の方など、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や福祉サービス等の契約などを行う制度です。

＜問27＞ あなたは、成年後見制度をご存じですか。(○は1つだけ)

- 1 名称も内容も知っている 2 名称は知っているが内容は知らない 3 名称も内容も知らない

＜問27-1＞ 問27で「1」と回答された方におたずねします。あなたは、成年後見制度を何で知りになりましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 市役所や社会福祉関係の窓口 2 友人・知人・親戚
3 成年後見制度を利用している人 4 新聞記事・雑誌・テレビのニュース
5 パンフレット・ホームページ 6 説明会・勉強会・研修会
7 その他()

＜問27-2＞ 問27で「1」と回答された方におたずねします。あなたは、どのような場面に成年後見制度が必要になると思われますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 悪質な消費被害にあった
2 お金を取られるなど経済的な侵害を受けている
3 自分で財産の管理ができなくなった
4 医療契約や福祉サービスなどの契約行為
5 本人のことで対応してくれる親族等がない
6 認知症や精神障がい等により意思決定が難しくなった
7 その他()

8. 再犯防止についておたずねします

※ 再犯防止対策とは、罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるよう、社会復帰のための支援を行い、再犯を防止するための対策です。

＜問28＞ あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取り組みである、「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。(○は1つだけ)

- 1 両方とも聞いたことがある 2 「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある
3 「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある 4 両方とも聞いたことがない

＜問28-1＞ 問28で「1・2・3」のいずれかに回答された方におたずねします。

あなたは、再犯防止の取組みを何でお知りになりましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 市役所や社会福祉関係の窓口 2 友人・知人・親戚
3 パンフレット・ポスター 4 イベント・シンポジウム
5 テレビ・新聞 6 市のホームページ・SNS
7 その他()

9. 地域の課題についておたずねします

《問 29》 あなたのお住まいの地域で、日頃から課題に感じておられることはどのようなことですか。以下の項目について、右欄の1～3であなたの考えに最も近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

項目	1	2	3
	そう思う	思わない	どちらともいえない
1. 高齢者分野の課題			
① 高齢者の健康づくりや生きがいづくりの取り組み	1	2	3
② 高齢者の孤立化・生活不安・閉じこもり	1	2	3
③ 寝たきりや認知症などの高齢者のいる世帯の介護負担	1	2	3
④ 介護に必要な費用	1	2	3
⑤ 老人ホームや高齢者が安心して気軽に利用できる施設	1	2	3
⑥ 高齢者虐待や介護放棄	1	2	3
⑦ 高齢者の就労	1	2	3
⑧ 高齢者のつどいや憩いの場	1	2	3
⑨ 災害時の一人暮らしの高齢者の避難支援	1	2	3
⑩ 高齢者の移動(外出)支援	1	2	3
2. 子ども・子育て分野の課題			
⑪ 子どもや子育てに関する相談窓口や支援	1	2	3
⑫ 働く保護者の条件にあった保育所や学童保育	1	2	3
⑬ 子どもの学力や進学	1	2	3
⑭ 子どもの非行・いじめ・不登校・ひきこもり	1	2	3
⑮ 子どもが安心して遊べる場所	1	2	3
⑯ 子育てに必要な費用	1	2	3
⑰ ひとり親家庭の子育てに関する周囲の理解や支援	1	2	3
⑱ 児童虐待や育児放棄	1	2	3
⑲ 子どもをつどいや憩いの場	1	2	3
⑳ 子どもの送迎に関する支援(スクールバスの導入等)	1	2	3

《問 29 のつづき》		1 そう思う	2 思わない	3 どちらともいえない
3. 障がい児・者分野の課題				
㉑	障がい児・者のいる世帯の介護負担 ^{かいごふたん}	1	2	3
㉒	障がい児・者に対する周囲の理解や支援	1	2	3
㉓	障がい児・者と障がいの無い人が地域で共に暮らすこと	1	2	3
㉔	障がい児・者の社会参加	1	2	3
㉕	障がい児・者に対する相談窓口	1	2	3
㉖	障がい児・者が利用できる身近な生活施設	1	2	3
㉗	障がい児の療育・教育・生活 ^{りょういく}	1	2	3
㉘	障がい者の就労 ^{しゅうろう}	1	2	3
㉙	障がい児・者のつどいや憩いの場 ^{いこ}	1	2	3
㉚	災害時の一人暮らし障がい児・者の避難支援 ^{ひなんしえん}	1	2	3
㉛	障がい児・者虐待 ^{ぎゃくたい}	1	2	3
㉜	障がい児・者の移動(外出)支援 ^{いどう がいしゅつ しえん}	1	2	3
4. ひきこもり分野の課題				
㉝	ひきこもりに関する相談窓口や支援	1	2	3
㉞	ひきこもりに対する周囲の理解や支援	1	2	3
㉟	ひきこもりに対する就労支援 ^{しゅうろう}	1	2	3
㊱	ひきこもりの家族に対する支援	1	2	3
㊲	ひきこもりに関する啓発活動 ^{けいはつ}	1	2	3
㊳	ひきこもりの社会参加	1	2	3
5. その他				
(高齢者、子ども・子育て、障がい児・者、ひきこもりに関わることで、身近な地域で何とかしなければならぬとお考えの課題があれば、その内容をお書きください。)				

「問 30」 あなたは、今後、地域において住民自身が福祉活動を推進していくにはどのようにすればよいと思いますか。あなたのお考えに近いものはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 住民のボランティア活動を活発にしてい
- 2 区・自治会の活動の一分野として福祉の活動を強化してい
- 3 区・自治会ごとの住民組織により地域福祉を推進する
- 4 小学校区ごとの住民組織により地域福祉を推進する
- 5 住民懇談会や学習会のような機会を増やす
- 6 身近な地域で地域住民が気軽に集える施設を整備する
- 7 福祉は行政の責任で行うべきであり、特に住民の活動はいらない
- 8 その他()
- 9 よくわからない

「問 31」 あなたは、今後、甲賀市が重点を置くべき福祉施策はどのようなことだとお考えですか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 すべての人の人権が守られるまちづくりの推進
- 2 高齢者や障がい児・者に配慮した道路・建物・駅等の整備
- 3 高齢者や障がい児・者のための福祉施設の充実
- 4 子どもや子育て支援のための福祉施設の充実
- 5 ひきこもりに対する相談支援や就労支援の充実
- 6 公共交通を利用した移動支援の充実
- 7 ICT※1を活用した福祉施策の充実(高齢者や子どもの見守り・つながり等)
- 8 サービス利用手続きの簡素化・スピード化
- 9 ボランティア団体、NPO※2等の市民による福祉活動の推進・支援
- 10 在宅福祉サービスの充実
- 11 相談活動の充実
- 12 行政と他の機関、団体との連携の強化
- 13 福祉の専門的な人材の確保と育成
- 14 福祉講座や福祉教育の充実
- 15 各種手当てなど金銭的な援助
- 16 福祉情報の提供促進
- 17 その他()

※1「ICT」:「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

※2「NPO」:「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織(団体)。市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
回答いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れて、令和2年9月15日(火)までに、
ポストにご投函ください。

甲賀市市政に関する意識調査報告書

【人権・福祉領域】

発 行 日：令和 2（2020）年 12 月

編集・発行：甲賀市総合政策部秘書広報課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町 6053 番地

Tel:0748-69-2101／Fax:0748-63-4619